

議案第10号

富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）が施行されたことに伴い、傷病手当金の支給対象となる新型コロナウイルス感染症の定義規定を整理するため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険条例（昭和46年富津市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。